

国立研究開発法人 情報通信研究機構
令和7年度 第1回 契約監視委員会 議事概要

1. 日時

令和7年6月12日(木) 14:00～15:30

2. 場所

Webex によるオンライン開催

3. 出席者(委員(敬称略、五十音順))

加藤 暢一 (委員長・公認会計士(加藤公認会計士事務所))

佐藤 健治 (情報通信研究機構 監事)

土井 美和子(情報通信研究機構 監事)

名越 秀夫 (インテックス法律特許事務所 弁護士・弁理士)

4. 開会

情報通信研究機構増山理事より挨拶があった。

また、委員4名中4名の出席により、契約監視委員会設置要綱第6条第2項に定めている委員会の開催要件を満たしていることを報告した。

手塚委員について、個人情報保護委員会の委員長として国会同意人事の承認手続きを受けることになり、承認後は、他の委員等の職務を兼務することができないとのことなので、国会同意人事の国会での同意日である5月22日(木)をもって辞任となり、後任の選定については、後日検討することとしたいと考えている旨、事務局より報告があった。

5. 議題

(1)「令和6年度における契約の実績、点検及び調達等合理化計画に基づく取組結果」について

(2)「令和7年度 国立研究開発法人 情報通信研究機構 調達等合理化計画(案)」について

6. 議事概要

(1)「令和6年度における契約の実績、点検及び調達等合理化計画に基づく取組結果」について

情報通信研究機構(以下「機構」という。)からの説明に基づき、以下の項目について、その内容を点検及び確認した。

1. 令和6年度の契約実績(契約実績の傾向、競争性のない随意契約に関する調達、一者応札・応募の状況等)
2. 2か年連続一者応札・応募案件のうち、選定条件に基づき選定した27件の具体的案件
3. 令和6年度調達等合理化計画に基づく取組結果

○ 委員からは、以下の意見、質問等があった。(答)は機構側回答。

・2か年連続一者応札・応募の案件27件について確認したところ、契約の内容が不審なものや一者応札・応募となった理由に説明が付かない案件はなく、また、一者応札・応募の理由及び改善策についての契約担当の説明も、契約関係書類の内容と照らし合わせて、特におかしな点はなく、十分に理解できるものであった。ただし、一者応札・応募の改善のための取組内容のうち、業務等の準備期間の確保が不十分である案件が見られる。昨年及び一昨年も同様の指摘をしたが、調達要求部署には、時間的余裕をもって仕様書作成することの重要性をよく理解してもらおう等、更なる努力を期待したい。また、改善取組のうち、業者からの聞き取りにおいて、今回、改善努力が大きく出ている点があり、アンケートを実施しているが、昨年度点検時は、33案件中、業者からの聞き取りは6者のみであったが、今年度は、27案件中18案件、延べ26者から回答が得られており、回答回収依頼に財務部で相当努力したと理解している。こうした回答を調達手続きにフィードバックし、更なる改善に結び付けてもらうことを期待する。

(問)2か年連続一者応札・応募の点検事案について、一者応札・応募の改善取組が不十分であり、改善されなかった案件(一般競争)での改善策の取り組み状況のうち、準備期間の十分な確保について改善が難しい理由は。

(答)「要求元の仕様書作成に時間を要した。」、「契約手続きで、仕様書調整等に時間がかかった。」、「一般競争入札に付し、公募をしたが、応札者がいなかったため、再度一般競争入札に付し、公募を実施した。」のこれら3点が挙げられる。また、一番多い理由としては、仕様書作成に時間を要したためとなる。

(問)随意契約理由別契約実績のうち、互換性の確保について、令和6年度は増えているが、どのような内容か。

(答)機器のオプション追加、ソフトウェアライセンスの更新、ソフトウェアの改修が主な内容であり、既存機器等の互換性の確保が理由となっている。

(問)民間を相手にする場合には、互換性の確保によって契約相手が変われないパターンが多くある。本当に互換性の確保ができないのか、作為的にそのようになされているのか、随意契約から一般競争入札等に代わるときに、そのビジネスモデルに十分注意して対応していただきたい。

(答)今後も随意契約審査については、ご指摘の点に注意して引き続き検証していきたい。

(問)契約方式の変更を行った案件について、どの時点で、どのような形で変更になったのか。また、要求元が随意契約を優先的に選択する傾向があるのか。

(答)調達前の仕様書調整で審査を行っており、その中で契約方式の変更を提案し、要求元の了解を得た上で変更を行っている。また、随意契約を優先的に選択するのは、手続きを短縮等ができる等の理由により一部の要求者の傾向として散見される。

(問)検収について、規程に基づき要求者以外により実施するとあるが、実際の検収担当者はどのような職制の職員か。

(答)通知で定めている契約担当の補助者の指名について、検査員を指名しており、通常、要求者の長である上長の位の者、室長等が検査員となっている。それ以外に、要求者の部署の庶務担当である総合企画室の室長が検査をするケースもある。監督にあたるものは、要求者(研究員、室に所属する室員)という位置付けになっており、検査は、その上長である室長等が行う。

(2)「令和7年度国立研究開発法人情報通信研究機構 調達等合理化計画(案)」について

機構からの説明に基づき、以下の項目について、その内容を点検及び確認した。

(問)「令和6年度一者応札・応募の状況」で、「1者以下」の応札・応募で件数は減っているが、金額の合計が、前期と比べて106億円増えている。昨年も同じような状況だったと思うが、当期特有の理由があるのか。

(答)令和6年度は、第5期中長期計画の4事業年度目になり、研究計画の目標達成のために大型研究設備等の調達が多く、その中で金額の大きい案件が1者応札になったため、金額が増えている。

(問)入札で応札された会社や個人も含めて、国籍別のデータはあるか。また、あるとすれば、具体的な内容は。

(答)外国企業との取引の主な内容としては、賃貸借契約等が多い。物品調達は、日本法人が関わっているものが多いので、それほど例はない。

以上